

OBA MJ REACH

アウトリーチ

～出かけていく弁護士、弁護士会へ～ 第3回 少年院に出向きます！ (法教育委員会・子どもの権利委員会の取り組みから)

子どもの権利委員会 外国人の子どもの人権部会 部会長 木下 裕一

1. どんなアウトリーチか？

大阪府下には、浪速少年院、交野女子学院、和泉学園という3つの少年院があります。少年院には、非行により家庭裁判所において、少年院送致決定の審判を受けた少年が、矯正教育を受けています。

これらの少年院に対し、定期的に弁護士が出向いて少年に対して法律講話を行っています。

2. どうして、このアウトリーチをしてみようと思ったか？

大阪弁護士会では、平成10年に、学校への出張授業を始めました。その後、平成22年9月から、大阪府下の高校に、1クラスに1人の弁護士を無料で派遣して授業を行う、弁護士無料派遣事業を開始したことによって、派遣先・派遣人数が飛躍的に増加し、直近では、平成27年度は47校355クラス、平成26年度は50校333クラス、と、約50校の高校で年間300人を超える弁護士が出張授業をするに至っています。以前からこのような取り組みを少年院、児童自立支援施設、児童養護施設など、未成年者が集団で生活している場所でも実施で

きないか、ということは一部の会員の構想としてはありました。

一方で、平成26年に法務省が全国の法テラス法律事務所に対し、成人・少年の矯正施設での受刑者・少年に対する法律講話を依頼しました。法テラス大阪法律事務所には、浪速少年院、交野女子学院に対する法律講話の依頼がありました。

他の法テラス事務所においては、法テラス法律事務所所属の弁護士が単独で矯正施設に出向き、法律講話を行っているようですが、法テラス大阪法律事務所からは、依頼を受けた矯正施設が少年施設であったということもあり、大阪弁護士会子どもの権利委員会に対し、「少年事件に慣れている弁護士と一緒に法律講話を行いたい。」というお誘いがありました。そのお誘いに対し、以前から少年院で出張授業を行いたいと構想していた弁護士を中心として、法テラス大阪法律事務所とジョイントして法律講話を始めました。

3. どんな仕組みか？

(1) 全体的な仕組み

ア 少年院講話PT

少年院での法律講話の内容、講師の選出、関係機関との連絡・交渉のため、子どもの権利委員会と法教育委員会の委員合同で「少年院講話プロジェクトチーム」（少年院講話PT）を立ち上げました。

イ 講師の選定

特に資格を設けているわけではありませんが、現時点では、①少年事件の付添人活動、②高校への出張授業のいずれも経験している会員であることとして、子どもの教育委員会、法教育委員会の全体メーリングリストで講師を募集し、立候補された方の中から、少年院講話PTにおいて選定しています。

ウ 講話の内容

大阪弁護士会の活動として、高校への出張授業を継続してきたことで、10代の少年に対する法律講話のノウハウは蓄積されています。少年院に収容されている少年の年齢が高校生年代と重なるため、法教育出張授業のテキストとなっている「法教育出張授業マニュアル」を参考にしています。

エ 講師に対する報酬

浪速少年院、交野女子学院で講話を行った講師に対しては、高校への出張授業と同様、弁護士会から交通費込みで1万円の報酬が支払われています。

和泉学園で講話を行った講師に対しては、和泉学園から交通費込みで1万円の報酬が支払われています。

(2) 浪速少年院、交野女子学院

浪速少年院、交野女子学院においては、法テラス大阪法律事務所所属の弁護士1名、少年院講話PTにおいて選定した、子どもの権利委員会・法教育委員会の弁護士1名の計2名で行っています。

対象の少年は、仮退院が近づいている1級（出院準備）の少年であり、人数は、お

よそ12、3名です。法律講話のテーマは、労働問題、消費者問題、インターネットトラブルが中心ですが、交野女子学院においては、少年院側の要請でデートDVの問題を頻繁に取り上げています。

法律講話の頻度は、現在は約2か月に1回のペースで実施しています。

(3) 和泉学園

和泉学園は、法務省が法テラス大阪法律事務所に法律講話を依頼した少年院ではなかったため、当初は、法律講話を実施していませんでした。

しかし、少年院講話PTとして、浪速少年院、交野女子学院で実施している法律講話を、同じ大阪府下の少年院である和泉学園で実施しない理由はない、として、大阪弁護士会単独で、和泉学園との間で法律講話の実施について、協議を行ってきました。

幸い、和泉学園から法律講話の意義について評価いただき、平成27年度は試行として2回、今年度は10回の法律講話を予定しています。

10回の法律講話の内容は、中学生の在院少年を対象とした社会科の授業としての法律講話が4回、仮退院が近づいている1級（出院準備）の少年を対象とした法律講話が4回、在院少年全員を対象とした講話が2回となっています。和泉学園においては、社会科の授業としての法律講話を行うのが特徴的であり、現在、どのような授業がよいか、主に法教育委員会において、授業の内容を検討しているところです。

4. どんな効果があったか？

(1) 質疑応答が盛んなこと

法律講話が終わった後、短時間ですが質疑応答の時間を設けています。少年たちからの質問は、想像した以上に多いです。少年院では、基本的に自らの身上を許可なく

話すことは禁止されているのですが、少年たちの中には、明らかに自らのトラブルに関する質問をしてくる場合もあります。

少年たちを指導している法務教官の方々も「普段物静かな少年が積極的に質問していて驚いた」、「生育歴を把握していたはずなのに少年の抱えている問題を知らなかった」などの感想を話されていました。

(2) アンケートで個別的な相談を記載する少年がいること

また、法テラス大阪法律事務所とジョイントで法律講話を実施している浪速少年院、交野女子学院では、法律講話を聞いた少年たちにアンケートを実施しているのですが、そのアンケートにも自らが抱える法律的問題を詳しく記載している少年もいます。

(3) 少年院の少年たちが多くの法律的問題を抱えていること

少年院で生活している少年の法律的問題というと、まず被害者に対する被害弁償の問題が思い浮かびます。しかし、それ以外にも、少年たちが様々な法律的問題を抱えていることがわかりました。

少年たちは最終的に非行生活に至り、少年院で生活しているのですが、それまでに家族、友人、非行仲間、地域の先輩、職場、学校、反社会勢力などとの間で、金銭の貸し借り、損害賠償等の様々な問題が発生し、時には、劣悪な労働条件で働かされる、組織的犯罪の末端として使われるなど被害者的な立場に立たされています。特に女子少年の場合、交際相手等から深刻なDV被害に遭っているにもかかわらず、その被害を自覚していないケースも多いようです。

これらの法律的問題を適切に解決する手段を知っていればいいのですが、非行生活を送ってきた少年たちの周りには、適切な解決手段を知っている者が少なく、逆に恐

喝、強要等非行や犯罪になってしまう解決方法しか知らない場合もあります。

以上のとおり、少年院の少年たちに対しては、同年代の高校生、中学生以上に法律講話の重要性があると考えています。

5. 今後の課題

(1) 講師に対する報酬について

現在、浪速少年院、交野女子学院での法律講話については、各少年院から「法テラス大阪法律事務所に依頼している」という形式をとっているため、講師として法律講話を行った弁護士に対する報酬が各少年院から支払われていません。したがって、現在のところ、高校へ出張授業と同じく、弁護士会の事業として、弁護士会の予算から講師に対する報酬を支払っています。

各少年院から、法律講話の意義については認めてもらっているので、将来的には、各少年院から講師に対する報酬をいただけるよう働きかけていきたいと思っています。

(2) 個別相談の実施について

上記4で述べたとおり、少年院での法律講話を行うことで、少年たちが、自らが抱えている問題について「法律問題として適切に解決できるかもしれない」と気づくことから、法律講話終了後の質疑応答やアンケートにおいて、個別的な事案に関する質問が多くなっています。

少年たちが抱える問題について、少年院にいる間に弁護士に相談し、または受任してもらって、適切な解決に向かうことは、少年たちの少年院での生活の安定にも繋がり、何よりも社会復帰後の更生のためのリスクを減らすことができます。

したがって、少年院での少年たちとの個別法律相談を実施できるよう働きかけていきたいと思っています。